

## 【周知】大学施設の貸出について

令和2年5月29日

公立大学法人秋田県立大学 総務本部長

新型コロナウイルス感染にかかる状況の変化に応じて、大学施設設備に関する扱いは、令和2年6月1日より以下のとおりとします。

### ○大学屋内施設貸出中止の継続

厚生労働省等により、感染拡大を防止するために、外出時には①換気の悪い密閉空間②多数が集まる密集場所③間近で会話や発声する密接場面、の「三密」を避けることが重要とされております。このため、本学におきましても、屋内施設の貸出については、今後も引き続き中止を継続します。また、再開については、状況の変化により対応していきますので、都度追ってご連絡致します。

### ○屋外の施設（陸上競技場・野球場等）の貸出

上記のような「三密」の状況には当たらず、散歩やジョギング、健康維持のための屋外でのスポーツなどは、感染拡大のリスクが低いとされるため、陸上競技場・野球場等の屋外施設の貸出については、既に再開しています。

- ・ただし、利用に際しては人と人との距離をじゅうぶんに取り、体調管理に留意する等、これまでどおりに感染防止策を適切に講じてください。また、使用当日に使用者のうち一人でも37.5℃以上の発熱や咳等ある場合は使用出来ないものとします。
- ・6月18日までは使用当日の2週間以内に北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県からの移動がある者がいる場合は使用出来ません。海外への渡航歴があるまたは感染が疑われる者と接触したなどの場合は、施設の使用を自粛してください。

新型コロナウイルスの感染状況は一時期からは改善状況にあるようにも見られますが、まだまだ油断は禁物です。引き続き、感染拡大防止に留意すると共に、一人一人が健康管理に気をつけてください。皆様のご理解とご協力を引き続きよろしくお願い致します。

以上